

尾道市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和6年6月26日(水)14時00分～15時00分

2. 開催場所 尾道市役所 2階 多目的スペース1

3. 出席委員 18人(委員総数19人)

会長	18番	金藤 祐治			
副会長	5番	山田 清	12番	村上 智彦	
委員	1番	松浦 徳和	2番	上峠 数博	3番 中司 邦弘
	4番	植原 宗哉	6番	村上 正	7番 中司 善章
	8番	櫻本 訓由	10番	高橋 泰登	11番 佐々木 崇
	13番	吉原 正紀	14番	松森 智	15番 中司 睦枝
	16番	江田 敏道	17番	米田 健一	19番 渡邊 直行
		(欠員 1人)			

4. 農地利用最適化推進委員の出席 14人(推進委員総数18人)

國近 正有	青山 基裕	迫 勝善	—————	深見 和志	檀上 健
金野 省三	小川 隆三	—————	林原 啓	—————	宮地 眞良
須山 猛	柏原 始	—————	向井 猛	中田千種郎	蓼原 勲

5. 議事日程

第1 議案(審議事項)

議案第27号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第28号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第29号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第30号 非農地証明申請について

第2 議案(報告事項)

報告第27号 農地法第3条の3第1項の規定による届出に対する受理について

報告第28号 農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出に対する受理について

報告第29号 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出に対する受理について

報告第30号 農地法第5条の規定による許可条件の履行延期承認について

報告第31号 農地法施行規則第29条第1項の規定による転用届出に対する受理について

報告第32号 農地改良届出による通知について

報告第33号 農地法第18条第6項の規定による合意解約について

第3 その他

その他

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 高橋 光伸

事務局職員 土本 充 小田 充彦 豊田 詞也

7. 会議の概要

会 長	あいさつ（省略）
議 長	<p>それでは、議事に移らせていただきます。本日の出席者の報告をさせていただきます。 委員総数は19名で、本日の出席委員は18名、欠席委員は0名、欠員1名です。定足数に達しておりますので、本日の総会は成立しております。</p> <p>議事録署名は5番・山田 清委員、6番・村上 正委員にお願いします。</p> <p>農地利用最適化推進委員は、18名中、出席委員は14名です。</p>
議 長	<p>それでは、これから申請に基づく議題に入ります。</p> <p>議案書の方をご覧ください。</p> <p>議案第27号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。</p> <p>事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、議案第27号、農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明いたします。 (議案第27号、申請番号72番から84番までを議案書をもとに説明)</p> <p>申請番号72番と73番は関連案件のため、一括して説明いたします。 権利の種類は贈与による所有権移転です。 申請地は栗原東二丁目の合計2筆、現況地目は畑、面積は合計で1,098㎡です。 譲り渡し理由は相手方の要望による及び農業廃止、譲り受け理由は農業経営の規模拡大のためです。 なお、当該農地ではイチジク・桃・柑橘のほか、各種野菜を栽培する申請となっております。 この申請については、6月4日、中司邦弘委員、青山推進委員と事務局職員で現地調査を行いました。</p> <p>申請番号74番、権利の種類は売買による所有権移転です。 申請地は栗原町の2筆、現況地目は畑、面積は合計で154.52㎡です。 譲り渡し理由は農業廃止、譲り受け理由は新規耕作者としてです。 なお、当該農地では野菜を栽培して、自家消費する申請となっております。 この申請については、6月4日、中司邦弘委員、青山推進委員と事務局職員で現地調査を行いました。</p> <p>申請番号75番、権利の種類は売買による所有権移転です。 申請地は美ノ郷町本郷の1筆、現況地目は田、面積は512㎡です。 譲り渡し理由は農業経営の規模縮小、譲り受け理由は所有農地と隣接し利便性を高めるためです。 なお、当該農地では水稻栽培をする申請となっております。 この申請については、6月4日、上峠委員、迫推進委員と事務局職員で現地調査を行いました。</p> <p>申請番号76番、権利の種類は売買による所有権移転です。 申請地は浦崎町の2筆、現況地目は畑、面積は合計で1,237㎡です。 譲り渡し理由は農業経営の規模縮小、譲り受け理由は農業経営の規模拡大のためです。 なお、当該農地ではイチジク・ビワを栽培する申請となっております。 この申請については、6月10日、高橋委員、檀上推進委員と事務局職員で現地調査を行いました。</p> <p>申請番号77番、権利の種類は売買による所有権移転です。 申請地は百島町の1筆、現況地目は畑、面積は178㎡です。 譲り渡し理由は農業廃止、譲り受け理由は新規耕作者としてです。 なお、当該農地ではミカンを栽培し、自家消費する申請となっております。 この申請については、6月10日、高橋委員、檀上推進委員と事務局職員で資料確認を行いました。</p>

申請番号78番、権利の種類は売買による所有権移転です。
申請地は御調町貝ヶ原の2筆、現況地目は田、面積は合計で498㎡です。
譲り渡し理由は農業経営の規模縮小、譲り受け理由は農業経営の規模拡大のためです。
なお、当該農地は畑にし、野菜を栽培する申請となっております。
この申請については、6月5日、松森委員、金野推進委員と事務局職員で現地調査を行いました。

申請番号79番、権利の種類は売買による所有権移転です。
申請地は向東町の2筆、現況地目は畑、面積は合計で98㎡です。
譲り渡し理由は高齢による規模縮小、譲り受け理由は新規耕作者としてです。
なお、当該農地ではイチジク・ビワなどを栽培し、自家消費をする申請となっております。
この申請については、6月5日、中司睦枝委員、中司善章委員、林原推進委員と事務局職員で現地調査を行いました。

申請番号80番、権利の種類は贈与による所有権移転です。
申請地は向島町岩子島の1筆、現況地目は畑、面積は380㎡です。
譲り渡し理由は遠隔地に在住のため地元親族に贈与、譲り受け理由は共有名義から単独名義にするためです。
なお、当該農地では野菜を栽培する申請となっております。
この申請については、6月5日、吉原委員、奥本推進委員と事務局職員で現地調査を行いました。

申請番号81番、権利の種類は売買による所有権移転です。
申請地は因島中庄町の1筆、現況地目は畑、面積は390㎡です。
譲り渡し理由は農業廃止、譲り受け理由は新規耕作者としてです。
なお、譲受人は、当該農地の隣接地で美容サロンを運営しており、サロンの合間に野菜を栽培し、自家消費する申請となっております。
この申請については、6月6日、松浦委員、須山推進委員と事務局職員で現地調査を行いました。

申請番号82番、権利の種類は贈与による所有権移転です。
申請地は因島重井町の1筆、現況地目は畑、面積は2,137㎡です。
譲り渡し理由は農業廃止、譲り受け理由は農業経営の規模拡大のためです。
なお、当該農地では野菜を栽培する申請となっております。
この申請については、6月6日、村上智彦委員、松浦委員と事務局職員で現地調査を行いました。

申請番号83番、権利の種類は贈与による所有権移転です。
申請地は瀬戸田町垂水の1筆、現況地目は畑、面積は573㎡です。
譲り渡し理由は農業経営の規模縮小、譲り受け理由は農業経営の規模拡大のためです。
なお、当該農地では柑橘を栽培する申請となっております。
この申請については、6月7日、米田委員、蓼原推進委員と事務局職員で現地調査を行いました。

申請番号84番、権利の種類は売買による所有権移転です。
申請地は瀬戸田町林の2筆、現況地目は畑、面積は合計で505㎡です。
譲り渡し理由は高齢のため農業後継者へ、譲り受け理由は農業後継者としてです。
なお、自宅に隣接する当該農地で、野菜を栽培する申請となっております。
この申請については、6月7日、佐々木委員、向井推進委員と事務局職員で現地調査を行いました。

申請番号72番から84番までにつきましては、農地法第3条第2項各号に規定する不許可事例には該当しないため、許可要件の全てを満たすと考えます。
以上で議案第27号の説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長 ただいま、事務局より説明が終わりました。

補足説明のある方は挙手をしてください。

議長 (補足説明、質問、意見なし)

ないようですので、農業委員による採決に入ります。

申請番号72番から84番は、原案のとおり許可決定することに、賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。

(挙手多数)

挙手多数ですので、本件は、原案のとおり許可決定をすることに決しました。

議長

次に、議案第28号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題といたします。
事務局より説明を求めます。

事務局

それでは、議案第28号、農地法第4条の規定による許可申請について、ご説明いたします。

(議案第28号、申請番号10番を議案書をもとに説明)

申請番号10番、所在は瀬戸田町高根の1筆、地目は畑、農振農用地区域内、2,801㎡のうち0.26㎡の一時転用計画です。

申請地は、非線引き都市計画区域にあり、昭和45年から54年にかけて農地保全整備事業を行っており、農地区分は農用地区域内農地に該当します。

転用目的は営農型太陽光発電設備で、太陽光パネル208枚、発電量44.0kwが計画されています。

本件は令和3年7月19日付けで許可を受けた一時転用の更新にあたり、引き続き3年間の一時転用を行いたいというものです。

転用面積の0.26㎡は、設備の支柱59本の合計面積です。

パネルの設置面積は643.43㎡で、パネル下部では柑橘「はるか」が栽培されており、継続して営農を行うものです。

本件の耕作物である「はるか」は、育成に5年程度要し、現在植栽7年目の育成途上で、収穫はすでに行われていますが、地域の平均的な単収の8割を満たしておりません、しかし植栽及び肥培管理の状況は適切に行われており、収量の増加が見込まれます。

この申請については、6月7日、植原委員、中田推進委員と事務局職員で現地調査を行いました。

なお、本件は、営農型太陽光発電設備による一時転用の更新案件として、広島県農業会議に意見聴取することとなります。

以上で議案の説明を終わります。ご審議のほど、よろしくをお願いします。

議長

ただいま、事務局より説明が終わりました。

補足説明のある方は挙手をしてください。

(補足説明、質問、意見なし)

ないようですので、農業委員による採決に入ります。

申請番号10番は、原案のとおり許可決定することに、賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。

(挙手多数)

挙手多数ですので、本件は、原案のとおり許可決定をすることに決しました。
なお、本件は、農業委員会ネットワーク機構への意見徴収をし、許可妥当の答申後に許可決定することといたします。

議長

次に、議案第29号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。
事務局より説明を求めます。

それでは、議案第29号、農地法第5条の規定による許可申請について、ご説明いたします。

(議案第29号、申請番号53番から59番を議案書をもとに説明)

申請番号53番、申請内容は売買による所有権の移転です。

所在は美ノ郷町の1筆、地目は田、農振農用地区域外、120㎡の転用計画です。

申請地は市街化調整区域にあり、農業公共投資の対象となっていない小集団の農地であり、農地区分はその他2種に該当します。

転用目的は駐車場用地で、駐車場2区画が計画されています。

譲受人はこの度申請地を購入し、駐車場として使用したいというものです。

申請番号54番、申請内容は売買による所有権の移転です。

所在は美ノ郷町の1筆、地目は畑、農振農用地区域外、152㎡の転用計画です。

申請地は市街化調整区域にあり、農地区分はその他2種に該当します。

転用目的は宅地拡張で、庭敷及び宅地として利用されています。

譲受人は申請地を購入し、隣接地の宅地と一体的に使用しているというものです。

申請番号53と54番については、6月4日、上峠委員、迫推進委員と事務局職員で現地調査を行いました。

申請番号55番、申請内容は売買による所有権の移転です。

所在は西藤町の2筆、地目は田、農振農用地区域外、合計1,485㎡の転用計画です。

申請地は市街化調整区域にあり、農地区分はその他2種に該当します。

転用目的は建売分譲用地で、住宅6棟、建築面積66.24㎡、合併浄化槽、駐車場2区画が計画されています。

譲受人は福山市に本店を置く、主に不動産売買を営む法人であり、このたび申請地を購入し、建売分譲用地として販売したいというものです。

申請番号56番、申請内容は売買による所有権の移転です。

所在は高須町の2筆、地目は田、農振農用地区域外、合計560㎡の転用計画です。

申請地は市街化調整区域にあり、農地区分はその他2種に該当します。

転用目的は資材置き場用地で、土木資材置き場が計画されています。

譲受人は福山市に本店を置く、土木工事業等を営む法人であり、この度申請地を購入し、土木資材置き場として使用したいというものです。

申請番号55番と56番の申請については、6月4日、渡辺委員、深見推進委員と事務局職員で現地調査を行いました。

申請番号57番及び58番につきましては、転用目的及び事業者が同一のため、一括して説明いたします。

申請内容は、いずれも売買による所有権の移転です。

所在は御調町菅の全2筆、地目はいずれも田、農振農用地区域外、1,541㎡と1,129㎡の太陽光発電設備全2か所の転用計画で、57番はパネル160枚、58番はパネル180枚、発電量はいずれも49.5kwが計画されています。

申請地は非線引き都市計画区域にあり、農地区分はその他2種に該当いたします。

譲受人は岡山市に本店を置く太陽光発電事業を営む法人で、申請地を取得して、太陽光発電設備を設置したいというものです。

この申請については、6月5日、松森委員、金野推進委員と事務局職員で現地調査を行いました。

申請地には隣接する農地があることから、農地所有者に対して事前の事業説明がなされており、現在、申請人に対して事業に対する同意書を徴取・提出するよう指導を行いました。

申請番号59番、申請内容は売買による所有権の移転です。

所在は、因島田熊町の1筆、地目は畑、農振地域外、168㎡の転用計画です。

申請地は非線引き都市計画区域の用途地域内にあり、農地区分は第3種農地に該当いたします。

転用目的は駐車場用地で、駐車場6区画が計画されています。

譲受人は隣接地に居住し、自宅前には賃貸アパートを所有しておりますが、駐車場が不足していることから、この度、申請地を取得して、自家用及びアパート入居者用の駐車場として利用したいというものです。

この申請については、6月6日、村上正委員、宮地推進委員と事務局職員で現地調査を行いました。

以上で議案の説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議 長

ただいま、事務局より説明が終わりました。

補足説明のある方は挙手をしてください。

(補足説明、質問、意見なし)

ないようですので、農業委員による採決に入ります。

申請番号53番から59番は、原案のとおり許可決定することに、賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。

(挙手多数)

挙手多数ですので、本件は、原案のとおり許可決定をすることに決しました。

なお、関係他法令が審査中の案件につきましては、他法令が許可になりしだい、許可決定することといたします。

議 長

次に、議案第30号「非農地証明申請について」を議題といたします。

事務局より説明を求めます。

事務局

それでは、議案第30号、非農地証明申請について、ご説明いたします。

(議案第30号、申請番号27番から34番を議案書をもとに説明)

申請番号27番、御調町白太の4筆、現況地目は山林、面積は合わせて1,063㎡です。

利用状況は、昭和50年頃から耕作を放棄し、現在は雑木が繁茂し、山林化している状況です。

農振農用地区域外、第2種農地、都市計画区域外です。

この申請については、6月5日、松森委員、金野推進委員と事務局職員で現地調査を行い、山林に判定されました。

申請番号28番、向東町の2筆、現況地目は宅地、面積は合わせて171㎡です。

利用状況は、昭和50年頃に隣接する宅地とともに居住建物敷地及び庭として一体利用しており、現在に至っている状況です。

農振農用地区域外、第2種農地、市街化調整区域です。

この申請については、6月5日、中司睦枝委員、中司善章委員、林原推進委員と事務局職員で現地調査を行い、宅地に判定されました。

申請番号29番、向島町の1筆、現況地目は山林、面積は244㎡です。

利用状況は、平成25年頃から耕作をしておらず、現在は山林化している状況です。

農振農用地区域外、第2種農地、市街化調整区域です。

この申請については、6月5日、中司睦枝委員、中司善章委員、林原推進委員と事務局職員で現地調査を行い、山林に判定されました。

申請番号30番、向島町の1筆、現況地目は山林、面積は168㎡です。

利用状況は、昭和62年頃から管理ができなくなり、現在は山林化している状況です。

農振農用地区域外、第2種農地、市街化調整区域です。

この申請については、6月5日、吉原委員、奥本推進委員と事務局職員で現地調査を行い、山林に判定されました。

申請番号31番、向島町立花の2筆、現況地目は原野、面積は合わせて1,057㎡です。利用状況は、平成11年頃から耕作を放棄し、現在は雑草や雑木が繁茂している状況です。農振農用地区域外、第2種農地、市街化調整区域です。

この申請については、6月5日、吉原委員、奥本推進委員と事務局職員で現地調査を行い、原野に判定されました。

申請番号32番、因島重井町の1筆、現況地目は山林、面積は363㎡です。利用状況は、昭和63年頃に耕作を放棄し、現在は雑木が繁茂し、山林化している状況です。農振農用地区域外、第2種農地、非線引き都市計画区域、用途地域外です。この申請については、6月6日、村上智彦委員、松浦委員と事務局職員で現地調査を行い、山林に判定されました。

申請番号33番、因島重井町の3筆、現況地目は山林及び宅地、面積は合わせて630㎡です。利用状況は、前者2筆は平成3年頃から耕作しておらず山林化し、最後の1筆は昭和41年頃に建物が建てられ、現在に至っている状況です。農振地域外、第3種農地、非線引き都市計画区域、用途地域内です。この申請については、6月6日、村上智彦委員、松浦委員と事務局職員で現地調査を行い、山林及び宅地に判定されました。

申請番号34番、瀬戸田町名荷の1筆、現況地目は雑種地、面積は668㎡です。利用状況は、明治34年頃には家屋が建てられ、20年前に建物を解体したが、耕作を行わず、駐車場等に利用し、現在に至っている状況です。農振地域外、第3種農地、非線引き都市計画区域、用途地域内です。この申請については、6月7日、佐々木委員、向井推進委員と事務局職員で現地調査を行い、雑種地に判定されました。

以上で議案の説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ただいま、事務局より説明が終わりました。

補足説明および質疑のある方は挙手をしてください。

(補足説明、質問、意見なし)

ないようですので、農業委員による採決に入ります。

申請番号27番及び34番は、原案のとおり受理決定することに、賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。

(挙手多数)

挙手多数ですので、本件は、原案のとおり受理決定をすることに決しました。

議長

次に、報告事項に入ります。

報告第27号から第33号までを一括して審査を行います。

農業委員、農地利用最適化推進委員の方で、質疑のある方は挙手をしてください。

(質問、意見なし)

質疑がないようなので、報告事項を終わります。

以上で、本日の議案の審議ならび報告事項はすべて終了いたしました。

各委員

次に、各調査区での活動状況を報告していただきます。

報告事案等があれば挙手のうえ報告してください。

(活動状況報告：省略)

議 長	次に、事務局より、その他・連絡事項についての説明を求めます。
事務局	(その他・連絡事項について説明)
議 長	ただいまの事務局の説明について、農業委員、農地利用最適化推進委員の方で、質疑のある方は挙手をしてください。
事務局	(質疑応答)
議 長	それではこれもちまして、尾道市農業委員会総会を閉会いたします。 閉会にあたり副会長よりあいさつと次回の総会の案内をいただきます。
副会長	長時間にわたり、慎重な審議ありがとうございました。 本日はご苦労様でした。
